

# 豊川市ふるさと納税業務委託（長期継続契約）に係るプロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、豊川市（以下「本市」という。）のふるさと納税業務をより効果的に運用し、寄附額の増加、本市の魅力発信、関係人口の創出、市内産業の活性化、事務負担の軽減等を図るために必要な業務を委託する事業者（以下「受託候補者」という。）をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項について定めるものとする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

豊川市ふるさと納税業務委託（長期継続契約）

### (2) 業務場所

豊川市役所外

### (3) 業務内容

別紙「豊川市ふるさと納税業務委託（長期継続契約）仕様書」のとおり

### (4) 業務期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

### (5) 委託料

寄附金額、寄附件数に対して、以下のとおりとする。なお、寄附金額とは、別紙「豊川市ふるさと納税業務委託（長期継続契約）仕様書」の業務を遂行し、得た寄附金を指す。

#### ア 基本委託料

寄附金額の6.6%以内（消費税及び地方消費税を含む。）

#### イ 寄附金受領証明書及び寄附金控除に係る申告特例申請書の発送業務委託料

寄附件数1件当たり207円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

#### ウ 寄附金控除に係る申告特例申請書の受付業務委託料

受附件数1件当たり275円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### (6) 留意事項

ア 上記2(5)は、豊川市ふるさと納税業務委託（長期継続契約）仕様書の内容に係る規模を示した割合等であり、予算を確約するものではないことに留意すること。

イ 令和8年度予算が成立しない場合、選定された内容は無効とする。

ウ 本業務は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、令和9年度以降の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、原則として当該契約を解除する。

## 3 プロポーザル方式

### (1) 実施方法としては、豊川市プロポーザル方式実施要綱第2条第2号及び第3条第7号により、公募型プロポーザル方式とする。

(2) プロポーザル方式を実施する具体的な理由及び実施効果としては、多岐に渡るふるさと納税業務を効果的に運用することで、寄附額の増加、本市の魅力発信、関係人口の創出、市内産業の活性化、事務負担の軽減等を図るものであり、民間事業者の企画力を活かし、提出される提案書による業務内容の比較検討及び選定委員による採点が行われることにより、本市にふさわしい業者を決定することができる。

#### 4 参加資格（提案書提出者に要求する資格）

- (1) 「豊川市ふるさと納税業務委託（長期継続契約）仕様書」に基づく業務を行うことができること。
- (2) 令和6・7年度の本市競争入札参加資格において、「（業務）役務の提供等」のうち「（営業種目）その他の業務委託等、（取扱内容）その他」の資格を有していること。なお、競争入札参加資格を有していない場合は、令和8年2月16日（月）までに申請すること。また、令和8・9年度の競争入札参加資格について、令和8年2月16日（月）までに申請すること。
- (3) 豊川市の指名停止措置要綱による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (4) 豊川市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 豊川市プロポーザル方式実施要綱第19条の契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。
- (8) 過去に自治体でのふるさと納税業務における同様の業務を受託した実績があること。

#### 5 提案書提出までの手続等

- (1) 豊川市ふるさと納税業務委託（長期継続契約）に係るプロポーザル実施要領等の交付
  - ア 交付期間  
令和8年1月28日（水）から2月16日（月）まで  
(土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで（以下「執務時間中」という。))
  - イ 交付場所及び交付方法

豊川市企画部元気なとよかわ発信課において直接交付するもののほか、豊川市ホームページ上において掲載するものとする。

(2) 質問書の提出

プロポーザルの提出書類に関することで質問がある場合は、以下により質問書を提出すること。なお、提出期限までに到着しなかった質問及び口頭による質問については、いかなる場合であっても回答しない。

ア 提出書類

【様式1】質問書

イ 提出期限

令和8年2月6日（金）午後5時15分必着

ウ 提出場所

豊川市企画部元気なとよかわ発信課

E-mail:furusato@city.toyokawa.lg.jp

エ 提出方法

電子メールにより提出し、メール件名は、以下のとおりとすること。なお、送信確認として電話連絡すること。

【会社名】豊川市ふるさと納税業務委託（長期継続契約）（質問書）

オ 質問の回答

提出された質問書については、令和8年2月12日（木）までに、豊川市ホームページ上に掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者のみに回答するものとする。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出書類

① 【様式2】参加表明書

② 【様式3】経営状況等（資本金、売上高、自己資本比率等）

③ 【様式4】同種又は類似業務の実績

イ 記載上の留意事項

① 保有する技術職員等の状況

専門の技術者がいる場合は、その保有する資格を記述してください。

② 同種又は類似業務の実績

過去に受託したふるさと納税業務委託の実績がある場合は実績を記述してください。

③ 当該業務の実施体制

当該業務の受託候補者と選定された場合の実施体制を記述してください。

④ 賠償責任保険の有無

加入があれば保険の種類、未加入でこれから加入の意思があればその旨を記述してください。

⑤ その他

会社の概要を記述してください。

ウ 提出期限

令和8年2月16日（月）午後5時15分必着

エ 提出先

豊川市企画部元気なとよかわ発信課

オ 提出方法

窓口への持参、郵送又は宅配便とする。なお、持参による受付は、執務時間中とする。郵送又は宅配便により提出する場合は、確認のため電話連絡すること。

(4) 提案書提出者の選定方法及び選定基準

ア 選定方法

参加表明書で提示された内容等により総合的に行う。

イ 提案書提出者を選定するための基準

別添「豊川市ふるさと納税業務委託（長期継続契約）に係るプロポーザル提案書提出者選定基準」

ウ 選定結果は、参加表明書の提出者に文書で通知する。

エ 選定結果に対して異議を申し立てることはできない。

オ 選定結果に関する質問には回答をしない。

(5) 提案書の提出

ア 提出書類等

① 【様式5】提案書

別添「豊川市ふるさと納税業務委託（長期継続契約）に係るプロポーザル提案書作成要領」により作成する。

② 【様式6】提案見積書

- ・前提とする寄附金額は、390,440,000円／年、寄附金受領証明書及び寄附金控除に係る申告特例申請書発送件数は、15,000件／年、寄附金控除に係る申告特例申請書受付件数は、4,900件／年とする。
- ・令和8年度～令和10年度の各年度の基本委託料割合（%）、寄附金受領証明書及び寄附金控除に係る申告特例申請書発送業務委託料（円／件）、寄附金控除に係る申告特例申請書受付業務委託料（円／件）を記載し、それらに寄附金額又は寄附件数を乗じた額を記載すること（消費税及び地方消費税を含む。）。
- ・見積上限の割合、1件当たり単価は、上記2(5)のとおりとする。見積上限を上回る見積は無効とする。ただし、受託後、本業務を実施することで前提とする寄附金額及び寄附件数は上昇することを見込んでいる（豊川市ふるさと納税業務委託（長期継続契約）に係るプロポーザル提案書作成要領1(2)参照）。
- ・基本委託料は、返礼品代金、返礼品配送料、決済手数料、ポータルサイト掲載利用料は含まない。
- ・寄附金控除に係る申告特例申請書受付業務については、紙申請を受付する際の金額を記載すること。

③ 上記5(5)ア①②の提出書類のデータを格納した電子媒体（CD-R等）を1枚提出すること。

イ 提出期限

令和8年3月19日（木）午後5時15分必着

ウ 提出先

豊川市企画部元気なとよかわ発信課

エ 提出方法

窓口への持参、郵送又は宅配便とする。なお、持参による受付は、執務時間中と

する。

**オ 様式及び留意事項**

- ① 提案書は、簡易製本したものを作成し、10部提出すること。なお、提案書及び製本したファイルの外側に事業者名を記載しないこと。
- ② 提案書はA4版とする。
- ③ 頁数は30頁までとし、頁番号は各頁の下部中央に、目次を除いた部分を通して番号とすること。A3サイズについては、2頁カウントする。なお、表紙及び目次は頁数に含めない。
- ④ 文字のポイント数は、原則として11ポイント以上とし、見やすさ、分かりやすさに留意すること。
- ⑤ 提案見積書は、【様式6】提案見積書を使用し、封筒に入れて封緘し、1部提出すること。
- ⑥ 電子データとして提出する提案書のファイル形式は、PDFとすること。
- ⑦ 価格及び提案内容のバランスを総合的に評価するため、提案見積額は選定委員会に報告する。
- ⑧ 作成要領の項目ごとに対象とする提案を行うこと。なお、提案は1案とすること。
- ⑨ 記載は当該項目内で完結すること。
- ⑩ 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもので、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- ⑪ 提案書に記載する内容は全て本業務における実施義務事項として提案書提出者が提示するものであり、実施義務事項でなく、参考として記載が必要な場合には、【参考】と明示し混同する可能性を排除すること。

**カ 提出書類に関する質問**

提出された書類の内容について、本市より問い合わせを行う場合がある。問い合わせを受けた場合には、速やかに回答すること。

**キ 提出書類に関する注意事項**

- ① 提出期限を過ぎた提案書は受け付けない。
- ② 公共交通機関のダイヤの乱れにより、提出期限を過ぎたものは、遅延が提案書提出者の瑕疵に因るものではなく、且つ公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合にのみ受け付けることとする。

## 6 優先交渉権者の特定

### (1) 優先交渉権者を特定するための評価方法及び評価基準

- ア 提出された提案書の内容等を評価基準に基づいて書類審査を行う。なお、必要に応じてヒアリング、又はプレゼンテーションを実施する。
- イ プrezentation及びヒアリングを実施する場合は、以下のとおり実施する。
- ① 日時  
令和8年3月27日（金）
  - ② 場所  
豊川市役所 本庁舎（予定）
  - ③ 時間
    - ・説明20分、質問20分（予定）
    - ・詳細な日時及び場所は、後日、提案書提出者に別途連絡する。

- ・開始時間前5分間を準備時間、審査終了後5分間を片付時間とする。
- ・質問に関しては20分以内で終了する場合がある。

#### ④ 注意事項

- ・資料の差替え、追加は認めない。誤字脱字等がある場合には、プレゼンテーション時に説明すること。
- ・プレゼンテーションの提案書提出者の出席者総数は3名以内とする。
- ・本業務受託決定後のプロジェクト責任者が説明を行うこと。ただし、質疑応答に関してはその限りではない。
- ・プレゼンテーションでは、事業者名を伏せて説明すること。ただし、事業者名を伏せた出席者の紹介は可とする。
- ・パソコン等の機材は本市で用意しないため、提案書提出者が用意し、セッティングすること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意する。
- ・機器を持ち込む場合には、準備時間及び片付時間に留意し、機器のセッティング及び撤収を行うこと。
- ・プレゼンテーションの内容は録音する。

ウ 優先交渉権者を特定するための評価基準は、別添「豊川市ふるさと納税業務委託（長期継続契約）に係るプロポーザル評価基準」とする。

#### (2) 優先交渉権者の特定及び特定結果の通知

- ア 優先交渉権者は、評価基準に基づく評価点の合計が最も高い者とする。
- イ 審査結果については、提案書提出者に文書で通知する。
- ウ 審査結果に対して異議を申し立てることはできない。
- エ 審査結果に関する質問には回答をしない。

### 7 契約の締結等

#### (1) 提案内容の再確認

評価結果に基づき、優先交渉権者は、全ての提案内容と業務の流れの再確認を行い、本市の承認を得ることとする。

このとき、提案書等に虚偽の記載が判明した場合には、契約の締結は行わず、評価点が次に高い次点提案書提出者と同様の確認を行い、本市の承認を得ることとする。

#### (2) 契約に向けて

契約に際しては、優先交渉権者の提案内容に誤りがないことを確認後、契約に向けた個別の協議を開始し、その上で契約手続きを行う。ただし、提案内容が契約に反映されない場合、また個別協議が整わなかった場合には、次点提案書提出者と個別の協議を開始する。

#### (3) 契約金額

契約金額は原則として、受託候補者から提出された、提案見積書の基本委託料割合、寄附金受領証明書及び寄附金控除に係る申告特例申請書の発送業務委託料、寄附金控除に係る申告特例申請書の受付業務委託料を超えないこととする。

#### (4) 仕様

- ア 提案書等に記載された項目については、原則として契約時の仕様に反映する。

- イ 提案書等に記載された内容は、受託後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- ウ 本業務の目的達成のため、個別の協議により契約締結段階において、項目の追加、変更及び削除を行うことがあるため、優先交渉権者の決定をもって、提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

## 8 解約・一部解約（変更契約）

### (1) 本市の帰責事由による場合

本市の責により解約する場合、本市は、履行済み部分のうち未払いの費用があれば、それを全額清算する。

### (2) 受託候補者の帰責事由による場合

受託候補者の責により解約する場合、清算の考え方は本市の帰責事由の場合と同様であるが、受託候補者は、本市が別事業者へ無理なく継続及び移行するために必要な費用全額を、違約金として支払うこと。

## 9 募集から優先交渉権者特定までのスケジュール

実施内容	実施時期又は期日
実施要領等の交付期間	令和8年1月28日（水）～2月16日（月）
質問の提出期限	令和8年2月 6日（金）
質問の回答期日	令和8年2月12日（木）
参加表明書の提出期限	令和8年2月16日（月）
選定通知及び提案書提出要請書の送付	令和8年2月19日（木）
提案書の提出期限	令和8年3月19日（木）
プレゼンテーション及びヒアリングの実施（予定）	令和8年3月27日（金）
提案書の審査、優先交渉権者の決定、公表	令和8年3月30日（月）

## 10 その他

### (1) 問い合わせ・書類提出先

〒442-8601 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地  
 豊川市企画部元気などよかわ発信課（杉本、机）  
 E-mail:furusato@city.toyokawa.lg.jp  
 電話:0533-955-0260（ダイヤルイン）

### (2) 留意事項

ア 参加者が以下の事項に該当する際は、失格とする。

- ① 実施要領の定める手続きを遵守しない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 要領その他、市の定めに違反する行為があった場合  
(応募資格等の要件を満たせなかつた場合を含む。)

イ 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書又は提案書は、返却しない。

エ 提出された参加表明書又は提案書は、提案書の提出者の選定及び優先交渉権者の特定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、本市が必要と認めるときは、提出者に承諾を得た上で、提出された参加表明書又は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

オ 提出期限以降における参加表明書又は提案書の差替え及び再提出は認めない。

カ 提出された参加表明書、提案書及び審査結果については、情報開示請求があつた場合は、豊川市情報公開条例に基づき、開示する。

キ 提案書に記載した本事業の実施体制は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更できないものとする。

ク 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。